

ちょっと

Q&A

組合税務相談室

教えて



税理士 山本 善通 氏

Question

賃上げ促進税制強化

当組合は、共同購買事業を主事業として事業展開を行っていますが、今年度において大幅な賃上げを考えています。このたび賃上げ促進税制が強化されたと聞きました。概要を教えてください。

Answer

【概要】

2023年12月に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定され、その中で「賃上げ促進税制」の改正が明記されました。

そのなかで「中小企業向けの措置」については、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、くるみやえるぼし（2段階目）以上の認定を受けた場合に税額控除率に5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度を設けた上、その適用期限を3年延長することとされました。

〈適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度〉

上記の措置は、下図の通りとなります。（ただし、控除上限額は法人税額等の20%です。）

中小企業向け

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）

全雇用者の給与等支給額（前年度比）	税額控除率		(教育訓練費の増加)		(子育て両立、女性活躍支援)
+1.5%	15%	+	前年度比+5% ⇒税額控除率を10% 上乗せ	+	くるみん以上 or えるぼし二段階目以上 ⇒税額控除率を5%上乗せ
+2.5%	30%				

【繰越控除制度の新設について】

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。（繰越控除措置のイメージは下図の通りです。）

